

# 一般財団法人 富士吉田みんなの貯金箱財団 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般財団法人富士吉田みんなの貯金箱財団（英文名 Fujiyoshida Piggy Bank Foundation 略称「FPBF」）と称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を山梨県富士吉田市に置く。

2 当法人は、理事会の決議をもって、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

### (目的)

第3条 当法人は、地域住民、地域企業、地城市民団体などの抱える社会課題、また社会貢献への活動を支援し、街の住民による、住民のための、創造性、主体性を増進させ、地域社会への公益の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 社会課題の解決のために活動する住民（以下、「社会活動住民」という。）及び市民団体等（以下、「社会活動団体」という。）に仲介、提供するために、必要な資金等の資源を募り、確保する事業
- (2) 社会活動住民及び社会活動団体に対し、助成、顕彰等を行う事業
- (3) 社会活動住民及び社会活動団体に対し、融資を行う事業
- (4) 社会課題解決を支援するために、不動産等の資源を活用する事業
- (5) 前4号に掲げるもののほか、社会活動住民及び社会活動団体に対し、その経営に必要な資源を提供する事業
- (6) 社会活動住民及び社会活動団体及び資源提供者に対するコンサルティング事業
- (7) 社会課題とその解決に関する情報収集・情報発信事業
- (8) 社会課題とその解決に関する調査研究事業
- (9) 社会課題とその解決に関する普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売
- (10) その他前各号に附帯、関連する事業

(機関の設置)

第4条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事を置く。

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 財産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第6条 設立者は現金300万円を、当法人の設立に際して拠出する。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項により作成する書類について代表理事が、事故その他やむを得ない事由によって作成できない場合において、その権限を理事に委任することができる。その承認については理事会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了度3か月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書

- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。
- 3 定款について、主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

### 第3章 評議員

#### (評議員)

第10条 当法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

#### (評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

- 2 評議員は当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

#### (評議員の任期)

第12条 評議委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。なお、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了の時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を執行する為に必要とする費用を別途支払うことが出来る。

### 第4章 評議員会

#### (評議員会)

第14条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は次の事項について決定することができる。

- (1) 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事（以下、「役員」という。）の選任及び解任
- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの付属明細書並びに財産目録の承認
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(種類及び開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から互選で選定する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業の全部又は一部の譲渡

- (4) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定めた事項
- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

## 第5章 役員等及び理事会

### 第1節 役員等

(役員等)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

理事 5名以上15名以内

監事 4名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、4名以内を業務執行理事とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選任する。

- 3 理事会は、その決議によって第2項で選定された業務執行理事の中から、副代表理事、専務理事及び常務理事を選定することができる。ただし、副代表理事及び専務理事は各1名、常務理事は2名以内とする。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

- 4 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。
- 5 理事又は監事については、再任を妨げない。

(役員の解任)

第28条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の三分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第31条 当法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第32条 当法人に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 代表理事の諮問等に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について、意見を述べること

3 顧問は、理事会において選任及び解任する。

4 顧問の任期は、2年以内とする。

5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第2節 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解任
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第31条の責任の一部免除及び責任限定契約の締結

(開催)

第35条 通常理事会は、毎年定期に、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で年2回以上開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき
  - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
  - (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき
  - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の5日前までに、通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、議決に加わることができない理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があつたものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があつたものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

#### (報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

#### (議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

#### (理事会規則)

第42条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

#### (企画委員会)

第43条 当法人は、当法人が行う事業について助言や、運営への協力を得るための企画委員を置くことができる。

2 第1項の委員会は、代表理事が推薦し、理事会が認めた外部委員と代表理事、常務理事及び事務局で構成する。

3 第1項の委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 当法人の事業についての助言や運営への協力について意見交換を行うこと
- (2) 理事会から詰問された事項について参考意見を述べること

4 第1項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

5 第1項の委員会の議事の運営の細則は理事会において定める。

6 第1項の委員会の外部委員の報酬は、無償とする。

## 第6章 定款の変更、合併及び解散

### (定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的及び評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

### (合併等)

第45条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

### (解散)

第46条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

### (残余財産の処分等)

第47条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、余剰金の分配を行わない。

## 第7章 事務局

### (設置等)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (委任)

第49条 この定款に定めるものほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

## 第8章 賛助会員

### (賛助会員)

第50条 当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とすることが出来る。

- 2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、当法人の事業活動に参加することができる。
- 3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。
- 4 賛助会費は、全額、運営経費として使用する。
- 5 前各項に定める場合を除くほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める賛助会員及び賛助会費規定による。

## 第9章 附則

### (設立者の氏名及び住所)

第51条 当法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 山梨県富士吉田市下吉田1842番地  
氏名 (富士吉田市長) 堀 内 茂

### (設立時評議員)

第52条 当法人の設立時評議員は、次のとおりである。

設立時評議員 堀内 光一郎  
堀内 裕  
坂本 秀二  
細田 幸次  
広瀬 猛弘  
市村 隆男  
玉村 雅敏

### (設立時役員)

第53条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 広瀬 英一朗

渡辺 威済  
小野 利郎  
三浦 恵理  
加々美 琢也  
小山田 俊司  
齊藤 智彦

設立時代表理事 齊藤 智彦  
設立時監事 前田 重夫  
佐藤 文彦

(最初の事業年度)

第54条 第7条の規定に関わらず、当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成26年3月31日までとする。

(最初の事業計画及び収支計算書)

第55条 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算書については、  
第9条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

以上、一般財団法人富士吉田みんなの貯金箱財団設立のため、この定款を作成し、設立者が記名押印する。

平成25年7月22日

設立者 富士吉田市長 堀 内 茂 印